■市区町村が負担する医療費助成該当者とは？―
市区町村から交付される「医療証」、「受給者証」等をお持ちのかたです
「医療証」等を医療機関・薬局で提示すると、医療費の自己負担額が無料もしくは軽減されます

＜市区町村が負担する主な医療費助成＞
子どもの医療費助成制度　*対象年齢や内容はお住いの市区町村によって異なります
・就学前のお子さまは「乳幼児医療証（マル乳医療証）」
・小学生・中学生のお子さまは「子ども医療証（マル子医療証）」
・高校生のお子さまは「高校生等医療証（マル青医療証）」

ひとり親家庭等医療費助成制度　*18歳までのひとり親家庭等の父、母または養育者
重度障がい者医療費助成制度

申請確認フロー

YES　NO
A　B

「高額療養費・付加給付金申請書」の申請可否をご自身で判断するための簡易なフローチャートです
（市区町村等から医療費助成を受けている場合は、重複して給付を受けることはできません。公費が優先され給付の対象外となります）

スタート　当てはまる矢印の方向へ進んでください

次のAまたはBのどちらに当てはまりますか？
受診者は市区町村が負担する医療費助成（上記、主な医療費助成参照）の
A　該当者です（「医療証」・「受給者証」等を持っている）
B　不該当者です（「医療証」・「受給者証」等を持っていない）

A ↓

次のいずれかに当てはまりますか？
・　「医療証」等を医療機関等へ提示できなかった（医療証忘れ・交付前）
・　「医療証」等が使用できなかった（都外（県外）医療機関受診など）

YES ↓　NO →　申請できません【市区町村が負担】

次のいずれかに当てはまりますか？
・　「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関等へ提示した
・　「マイナ保険証」で受診し、限度額情報「提供します」を選択した
・　オンライン資格確認対応医療機関等で「限度額区分」の確認に同意した

YES ↓　NO →

医療機関等での窓口負担額は、
自己負担限度額（概ね80,100円）を超えていますか？
（注2）（注3）

YES ↓　NO →　当健康保険組合から付加給付金の支給はありません
お住いの市区町村へ
医療費（自己負担分）の
払戻し申請をしてください

受診者は高額療養費等が支給される可能性があります
「高額療養費・付加給付金支給申請書」に「領収書」を貼付のうえ、申請してください
・「申請書」は◆オリックスグループ健康保険組合HPより：
　健保の給付　〉　医療費が高額になったとき　手続きタグ　医療費助成制度を受けている方へ　から入手してください

受診者は自己負担限度額までの負担で済んでいます
当健康保険組合から付加給付金の支給はありません
「限度額適用認定証のコピー（交付を受けた場合）」を添えて、お住いの市区町村へ医療費（自己負担分）の払戻し申請をしてください

B ↓

次のAまたはBのどちらに当てはまりますか？
「医療証」等を持っていない理由は、
A　受診者は助成対象年齢だが「所得制限」等で不該当となった（注1）
B　受診者はそもそも医療費助成の対象に当てはまらない

A ↓　B →　申請書の提出は不要です
高額療養費等に該当する場合は、
自動的に給付金が受け取れます

医療機関等での窓口負担額は、
20,100円を超えていますか？（注2）

NO →　申請できません【支給対象外】

YES ↓

（注1）　世帯主の所得制限による不該当や
医療費助成を行なっていない市区町村への転居

（注2）　ひと月（月の始めから終わりまで）、１人当たり、
１医療機関（入院・外来別　医科・歯科別）の窓口で負担する医療費
ただし、医療機関の処方箋に基づき、調剤薬局で薬剤の支給が行われた
場合は、医療機関と調剤薬局分を合算します

健康保険がきかない費用（入院時食事代、差額ベッド代、文書料等）は
含まれません

（注3）　詳細は、◆オリックスグループ健康保険組合HPより：
健保の給付 〉　医療費が高額になったとき　をご確認ください

！

お住いの市区町村へ申請するにあたって、保険給付金の証明が必要なときは**「医療費のお知らせ」等（注4）が証明書の代わり**となります
保険診療を受けた月の３～４か月後に、「医療費のお知らせ」等で**保険給付金の支給有無**をご確認ください
（医療機関からレセプトの到着が遅れ、更に時間を要する場合もありますのでご了承ください）
（注4）
・「医療費のお知らせ」、「給付金支給決定通知書」は、マイページで確認できます
　◆オリックスグループ健康保険組合HPより：健保のしくみ 〉　医療費のお知らせ　をご確認ください　（こちらをクリック）

オリックスグループ健康保険組合